(2)　提出者は、右記(1)により右記(1)ロ又はホに掲げる申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの申告書の提出の際に経由すべき勤務先（当該勤務先が委託勤務先である場合には、当該委託に係る事務代行先）の長の最高限度額等を証する書類の提出に代えて、当該書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、これらの申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

(五)　特定寄附信託の利子所得の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四条の五関係）

(1)　特定寄附信託申告書及び特定寄附信託契約の契約書の写しは、特定寄附信託の受託者の営業所等を経由して、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長（改正前当該申告書の提出をする居住者の住所地の所轄税務署長）に提出しなければならないこととする。

(2)　特定寄附信託申告書の特定寄附信託の受託者の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該特定寄附信託の受託者の営業所等に対して当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該申告書の提出があったものとみなす。

(3)　右記(2)により特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、特定寄附信託の受託者の営業所等に対する書面による特定寄附信託契約の契約書の写しの提出に代えて、当該特定寄附信託の受託者の営業所等に対して当該写しに記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供を行った居住者は、当該申告書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

(六)　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書の支払の取扱者に対する書面による提出に代えて、当該支払の取扱者に対して当該明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該明細書の提出があったものとみなす。（租税特別措置法第八条関係）

(七)　公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例について、公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書の公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者に対して当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該申告書の提出があったものとみなす。（租税特別措置法第九条の五関係）

(八)　青色申告特別控除の控除額六五万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、その年分の事業に係る一定の帳簿書類に係る電磁的記録等の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていること（改正前その年分の事業に係る一定の帳簿書類につき電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に規定する電磁的記録等の備付け及び保存を行っていること）とするほか、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度における承認制度の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第二五条の二関係）

(九)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とすることとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

(一〇)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときを加えることとした。（租税特別措置法第三三条の三、第六五条及び第六八条の七二関係）

(一一)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(1)　適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

イ　適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡を除外する。

ロ　適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定する。

(2)　適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とする。

(一二)　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、同族会社が発行した社債の償還金のうち、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人がその支払を受ける者（以下「対象者」という。）と特殊の関係のある法人である場合における当該対象者その他の一定の者が支払を受けるものを適用対象から除外し、総合課税の対象とすることとした。（租税特別措置法第三七条の一〇関係）

(一三)　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式を除外することとした。（租税特別措置法第三七条の一一の二関係）

(一四)　特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一一の四及び第三七条の一一の六関係）

(1)　特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととする。

(2)　居住者等の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等につき金融商品取引法の投資一任契約に係る一定の費用の金額がある場合には、当該居住者等に対し、当該費用の金額（当該金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の一五パーセント相当額の所得税を還付しなければならないこととする。

(一五)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）